

令和5年9月1日

保護者様

愛知県立松蔭高等学校長 久保田 昌俊

### 高等学校等奨学給付金等の申請について

高等学校等奨学給付金は、生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

下記「1 給付金を受給することができる方」を参照して高等学校等奨学給付金の対象世帯であるかどうかを確認していただき、申請を希望される方は事務室にて申請用紙をお渡しますので、下記期日までに提出して下さい。

#### 記

#### 1 給付金を受給することができる方

(1)から(3)のいずれかに当てはまる方

- (1) 生活保護世帯のうち「生業扶助」が支給されている。
- (2) 保護者全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税(0円)。
- (3) 家計急変により収入が減少し、保護者全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税相当となる方。

なお、上記に加えて、保護者等全員の住所が愛知県内にある方及び、就学支援金の受給資格を有している方に限ります。

#### 2 提出期限

令和5年9月15日(金)

学校の事務室(本館1階)へ直接提出してください。

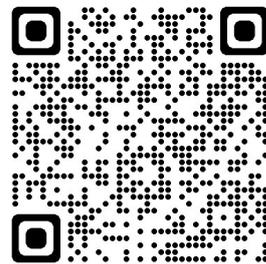
#### 3 その他

・詳細については、「公立高等学校等奨学給付金について」をご覧ください。

・右側にあるQRコードを読み取る、もしくは、「松蔭高校 保護者」でGoogle検索してください。

・紙資料が必要な方は事務室へご連絡下さい。

御不明な点等ありましたら、担当へお尋ねください。



・子ども家庭庁支援局家庭福祉課より「子育て世帯生活支援特別給付金のご案内」が通知されました。上記QRコードから確認できます。こちらの案件については、ご案内にありますとおり子ども家庭庁コールセンター(0120-400-903)へお電話ください。

担当 事務室 原

電話 052-481-9471